



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 野 測 器
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 井 哲 夫
(コード番号 6858 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 濱 田 仁
(TEL. 045-476-9706)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 17 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 42 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）、第 42 条（剰余金の配当等）および第 43 条（中間配当金）を削るとともに、現行定款第 44 条（期末配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 3 月 17 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 3 月 17 日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（自己の株式の取得）</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>第8条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第19条 (現行のとおり)</p>
<p>第21条（任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第20条（任期） <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 る)</p>
<p>第22条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第40条 (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第41条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第42条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第42条（剰余金の配当等） <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払う。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>第43条（中間配当金） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>第44条（期末配当金等の除斥期間） <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u> <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>第43条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u> <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>